

## ストレスチェックについて

平成27年春から、ストレスチェックについての講習会があり、はじめのうちはどこに聞きに行っても制度の問題の説明に終止し、その意義や法律関係のことについての説明ばかりだった。どのようにすればよいのか具体的な説明は一切なかった。これまで、幾度となく産業医講習会でメンタルヘルスの講習を受けた。それでも、毎年3万人ほどの自殺者が出ている。だから産業医にその責任を押し付けようという魂胆なのだろうか。講習会では、某大学の精神科教授が自身の診ている患者でも3%は自殺してしまうと述べておられた。

さて、秋の講習会はストレスチェックについてのマニュアルが発行され、東京労働局主催で開催された。産業医や保健師、講習を受けた看護婦などが実施する、産業医は施行する最初の段階から参加していなくては、個人情報扱いから結果を知ることができなくなる。産業医の面接指導において、必要な場合に専門医への紹介をしなかったとき、訴訟の可能性もあるという。新たな法的責任と多大な手間と負担が増えるのだから報酬の見直しが必要、外注が必要ではとの話だった。

それが年末の講習会では、ストレスチェックは産業医が行うべきもので、平成28年11月までに行えばよい。面接指導はその後に行うので今年度中は面接指導の必要はないのだという。実行の計画を立て11月中に行えばいいのだからと、いとも簡単そうな説明であった。

降って湧いたような産業医の新たな仕事。これで本当に自殺者は減るのでしょうか。秋には57項目のチェックが必須と言われ、冬には23項目でいいという。朝令暮改……。厚生労働省のホームページで最終確認しなくてはならない。同じようなことが学校医でも起こっている。小中学生の定期検診で運動機能健診も、法律で決められたという。こちらは講習会もなく、日医スポーツ医制度での説明もなかった。法律を作るなら、歩きスマホは罰金という方が先だろう。立法府は何をしたいのだろうか。医師はソクラテスではなくヒポクラテスの誓いのもと生きている。

自分で実施できる状態	自分で実施できない状態
産業医 (医師・保健師)	産業医 (医師・保健師)
ストレスチェックシステム	ストレスチェックシステム
産業医 (医師・保健師)	産業医 (医師・保健師)
産業医 (医師・保健師)	産業医 (医師・保健師)
産業医 (医師・保健師)	産業医 (医師・保健師)
産業医 (医師・保健師)	産業医 (医師・保健師)
産業医 (医師・保健師)	産業医 (医師・保健師)
産業医 (医師・保健師)	産業医 (医師・保健師)
産業医 (医師・保健師)	産業医 (医師・保健師)



多摩東部地域産業保健センター

〒181-0013 東京都三鷹市下連雀 3-38-4 三鷹産業プラザ 404

TEL: 0422-24-6906 FAX:0422-24-6908 メールアドレス [sanpo@kind.ocn.ne.jp](mailto:sanpo@kind.ocn.ne.jp)

HP: <http://www.sanpo-tama.jp/>